



舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書不存在決定通知書

令和6年1月26日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

| | |
|-----------------|---|
| 行政文書の件名 又は内容 | 令和5年1月23日から1月28日まで鴨田秋津氏西舞鶴事務所（舞鶴市北田辺126番地1-1広小路SKビル）付近の伊織殿川上に設置されたオレンジ及び白の板に「現状維持か改革か」「安心、安全と健康医療の実現」「新しき舞鶴への希望」と書かれたコの字型看板における法定外公共物占用料を賦課・徴収したことが分かるもの。 |
| 不存在の理由 | 法定外公共物占用等行為の許可申請がないため。 |
| 担当部課等 | 建設部 土木課 電話番号 0773-66-1053 (内線 2366) |
| 備考 | |

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。